

那覇市給水装置工事事業者 更新申請に関するQ&A
(提出前に必ずお読みください)

- Q 1 局から案内通知が届きましたが、更新しない場合はどうなりますか？
A 1 その年の9月末まで指定は有効ですが、その後は自動的に失効となります。
- Q 2 郵送の場合、申請書類の日付はどうすればいいですか？
また、ファイルや返信用封筒の同封も必要ですか？
A 2 特別な事情がない限り、すべて発送日で統一してください。
ファイルや返信用封筒は不要です。
- Q 3 給水装置工事主任技術者免状と主任技術者証は、両方必要ですか？
A 3 原則として免状が必要ですが、無ければ主任技術者証(カード型)で構いません。
- Q 4 定款や履歴事項全部証明書(または住民票抄本)は、原本ではなく写し(コピー)でもいいですか？
また何ヵ月以内の書面が必要ですか？
A 4 写し(コピー)で構いません。おおむね3ヵ月以内の書面をお願いします。
- Q 5 主任技術者選任届出書の選任年月日はどう書いた方がいいですか？
A 5 そのまま継続する主任技術者の選任年月日は記入不要ですが、新たに追加される主任技術者については届出日と同一日で構いません。
- Q 6 「(5) 指定更新時確認票の添付書類(研修受講証・各種資格証の写しなど)」
というのがよく分かりません。どういったものを付ければいいのでしょうか？
A 6 事業者によって異なりますが、求められるものとして直近5年間に受けた給水工事に関する研修(水道事業体や各種団体が主催するもの)の受講修了証や、給水工事に係る技能を示す資格者証(配管工証、配管技能士証、講習を受けて取得できる修了証など)があります。なお資格者証の写しは、各資格を有する全社員の分を提出してください。
- Q 7 審査はどのくらいかかりますか？ また更新手数料はいつ支払えばいいですか？
A 7 特に問題がなければ2週間程度で審査完了のご連絡をしますので、その後に更新手数料(13,000円)を窓口にてお支払いいただきます。
また、古い事業者証があればこちらで回収しますので併せてご持参ください。
- Q 8 指定事業者の研修を受講したことがありません。この場合は、更新申請できますか？
A 8 指定の更新については、水道法第25条の2及び第25条の3を準用することから、更新の要件とはしていません。しかし、研修は受けるようにしてください。